

在宅医療推進基盤整備事業（京都府訪問看護ステーション支援事業）実施要領

（趣旨）

第1条 本実施要領は、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項における都道府県知事が指定する指定居宅サービス事業者のうち同法第8条第4項に規定する訪問看護又は同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を実施する事業所及び健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項における厚生労働大臣が指定する指定訪問看護事業者（病院及び診療所を除く。以下「訪問看護ステーション」という。）の備品整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業者）

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、京都府内に訪問看護ステーションを設置する者とする。

2 補助対象事業者の要件は、別表1に掲げるとおりとする。

（補助対象経費等）

第3条 補助の対象とする経費は、補助対象事業者が京都府内に訪問看護ステーションを新規開設又は既設の訪問看護ステーションにおいて補助金の交付の申請をしようとする日の属する年度の4月1日以降に、事業所従事者（保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士）を新規雇用若しくは増員した場合に、新規雇用者数又は増員数に応じて新たに整備する訪問専用の自動車、原動機付自転車、自動二輪車及び電動アシスト自転車の購入に要する経費（以下「訪問専用自動車等整備事業」という。）とする。

2 新規雇用者数又は増員数に応じて新たに購入する訪問専用の自動車、原動機付自転車、自動二輪車及び電動アシスト自転車の補助上限台数は、別表2に掲げるとおりとする。

3 補助対象事業に対して交付する補助金の額を算出する場合の基準額、対象経費、補助率及び交付額の算定方法は、別表3に掲げるとおりとする。

4 補助対象となる訪問専用自動車等整備事業の事業実施期間は、当該予算年度の4月1日以降に車両購入に係る事業に着手し、翌年3月末までに車両購入（所有権移転及び支払い）が完了するものとする。

5 補助金の交付は、補助金等の交付に関する規則（昭和35年7月1日京都府規則第23号。以下「規則」という。）及び京都府地域医療介護総合確保事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき行うものとする。

（交付申請）

第4条 補助対象事業者は、別途通知する日までに補助金交付申請書（別紙様式1）を京都府知事に提出するものとする。

2 交付決定前に事業に着手する場合は、事前着手届（別紙様式2）を提出するものとする。

（実績報告）

第5条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後10日以内又は補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い時期までに事業実績報告書（別紙様式3）を、京都府知事に提出するものとする。

附則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和8年4月1日から適用する。